

目 次

序章

1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 計画の対象範囲と目標年度	2
3. 計画の構成	3
4. 上位・関連計画の整理	4

第1章 石井町の特性とまちづくりの課題

1. 石井町の特性	8
1-1. 位置・特性	8
1-2. 人口動向	9
1-3. 産業動向	15
1-4. 土地利用の動向	16
1-5. 道路・公共交通	20
1-6. 都市施設の概況	21
1-7. 自然災害	24
1-8. 自然環境・景観	25
2. 住民意向	26
2-1. 住民アンケート調査の概要	26
2-2. 住民アンケート調査結果	26
3. まちづくりの課題	36
3-1. 主要な課題	36

第2章 全体構想

1. 将来都市像等	41
2. 将来都市構造	44
3. 分野別のまちづくり方針	51
3-1. 土地利用の方針	52
3-2. 道路・交通の方針	55
3-3. 都市施設整備の方針	57
3-4. 住環境整備の方針	59
3-5. 防災対策の方針	61
3-6. 自然環境保全・景観形成の方針	63

第3章 地域別構想

1. 地域区分の設定	65
2. 地域別のまちづくり方針	66
2-1. 市街地地域	66
2-2. 市街地周辺地域	69
2-3. 田園集落地域	72

第4章 実現化方策

1. 計画の実現にあたって	75
2. 計画の進捗管理	76

参考資料

序 章

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市計画行政をはじめとしたまちづくりの指針となる計画です。

石井町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、上位計画となる「第五次石井町総合発展計画」及び「徳島東部都市計画区域マスタープラン」における都市計画行政に関する計画をより具体化するとともに、時代を勝ち抜く魅力あるまちづくりに向けて、本町の「目指すべき将来像とその実現に向けた取り組みの方向性」を都市計画の分野から、総合的にまとめるものです。

また、町が定める都市計画に関する基本方針を示すことで、土地利用、道路、公園、その他都市施設の整備など、将来のまちづくりに必要な都市の骨組みを形づくる際の指針となるものです。

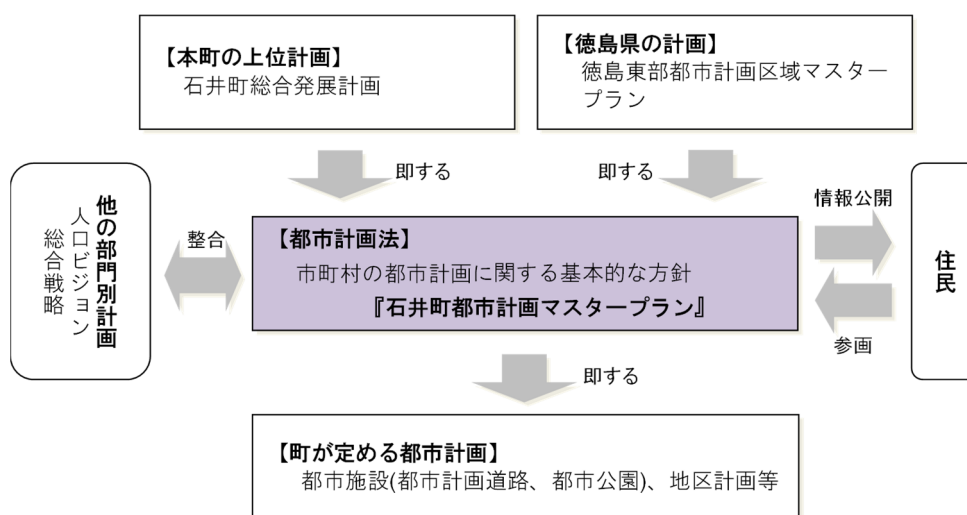


図 計画の位置づけ

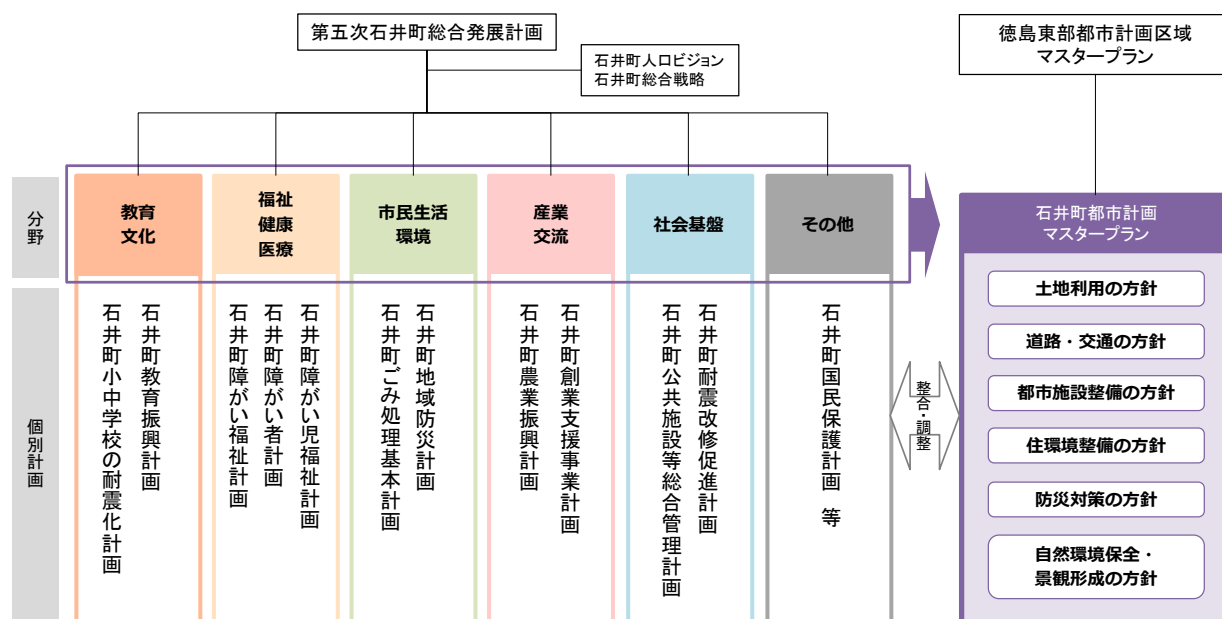


図 他の計画との関係性

2. 計画の対象範囲と目標年度

(1) 計画の対象範囲

都市計画法のもとで都市計画を定め得る範囲は、都市計画区域内となります。本町は全域が都市計画区域であるため、本計画では行政区域全域を対象とします。

また、市街地、田園集落地域など多様な地域特性を有していることから、地域の個性が輝くまちづくりを進めていくため、それらの地域特性のまとまりを基本に地域別構想を整理します。

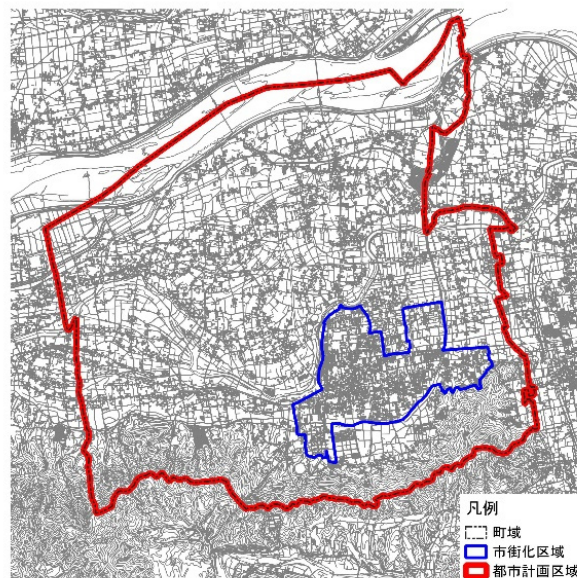
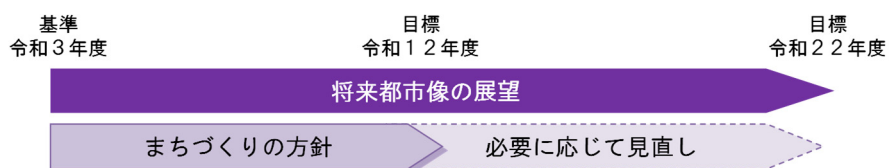


図 計画の対象範囲

(2) 目標年度

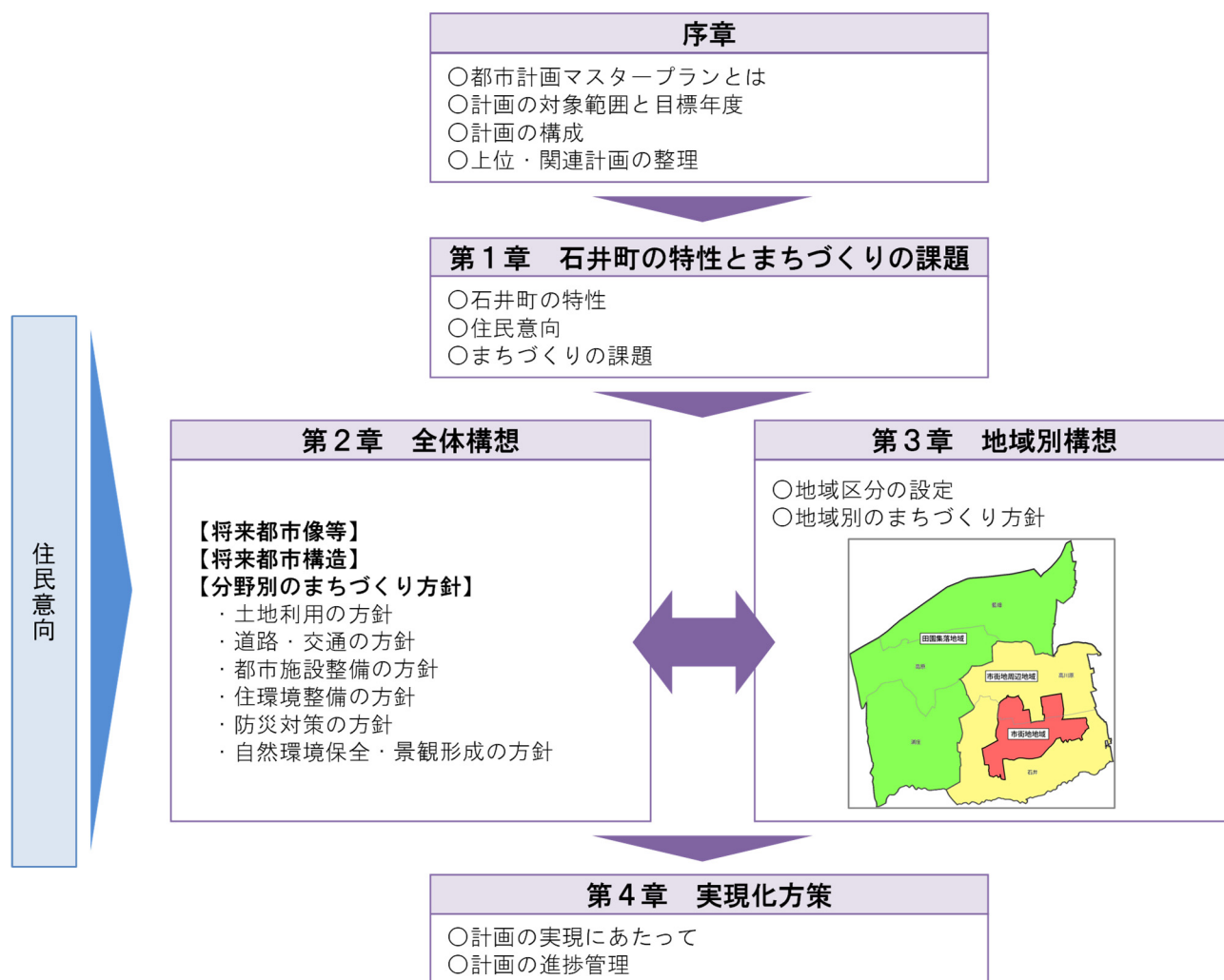
都市計画行政においては、中長期的な視点でまちづくりを行うことが重要であることから、目標年度は概ね 20 年先を展望した将来都市像を描きつつ、10 年先の令和 12 年（2030 年）を見据えたまちづくりの基本方針等を定めます。また、上位計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



3. 計画の構成

本計画は、本町の現状や課題を踏まえ、まちづくりの指針となる全町的視点の「全体構想」と地域別視点の「地域別構想」を明示します。

なお、「地域別構想」については、市街地や集落、中山間地などの地域特性に応じた地域区分を行っています。



4. 上位・関連計画の整理

本計画に係る上位・関連計画の整理を行い、石井町の都市計画行政に求められている役割等を明確にしていきます。

第五次石井町総合発展計画（令和3年3月 石井町）
（１）将来ビジョン “太陽と緑の環境都市 いしい” （２）重点目標（※都市計画マスタープランに関する主な内容を抜粋） 【重点目標１ 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進】 【重点目標２ 暮らしやすい生活環境の形成】 主な取組 １．地域基盤の整備 １－１ 交通利便性の向上（幹線道路・都市計画道路の整備・充実、地域内道路の整備・充実） １－２ 土地利用の明確化（区域区分の見直し） ２．安心・安全の確保 ２－１ 防災対策の推進（災害に強いまちづくりの推進、災害対応力の向上） ２－２ 防犯対策の推進（防犯灯のＬＥＤ化） 【重点目標３ 産業の振興と雇用の場の創出】 主な取組 １．新産業の創出 １－１ 企業誘致（企業誘致の推進） ２．地域産業力の強化 ２－１ 農業の振興 ３．観光・交流産業の振興 ３－１ 観光・交流拠点の整備（四銀いしいドーム及び都市公園の整備、文化財の保護） （３）基本目標 【基本目標１ 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり】 ● １．健康的な暮らしの推進 ● ２．高齢者・障がい者福祉の充実 ● ３．地域の支え合いの推進 ● ４．子育て環境と教育の充実 【基本目標２ 自然と調和した安全・安心な環境都市】 ● １．安全で快適な生活環境の確保 ● ２．安心した暮らしの実現 ● ３．安全・安心のまちづくり ● ４．環境に配慮したまちづくり 【基本目標３ 住民とともに作る協働のまちづくり】 ● １．地域産業の活力増進 ● ２．協働のまちづくりの推進 ● ３．健全な行政運営 ● ４．広域行政の推進

石井町人口ビジョン・第2期石井町総合戦略（令和2年3月 石井町）

■石井町人口ビジョン

平成27年度に策定した石井町人口ビジョンでは、「2060年に19,000～20,000人の人口を維持」を掲げ、総合戦略に基づいて施策を展開してきました。

令和元年度に発表された国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によると、2060年までに16,753人となることが見込まれており、2060年に19,000人を維持するためには、2,300人以上の人口増加に資する施策展開が必要となります。

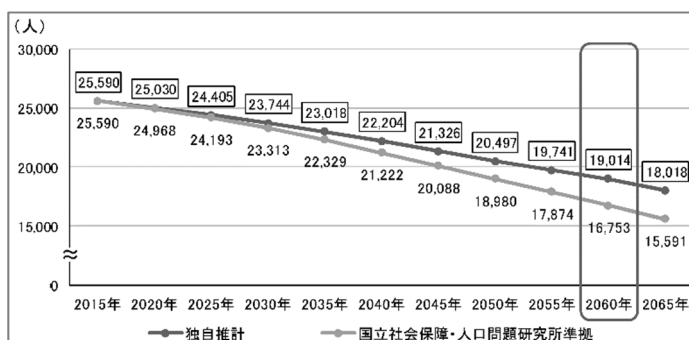


図 石井町における将来目標人口

■第2期石井町総合戦略

【人口ビジョンにおける方向性のまとめ】

- ・合計特殊出生率を引き続き改善させていくため、子どもを産み育てやすい環境を整えます。
- ・自然や歴史の魅力を守り、活かすことで、人にやさしいまちであり、人にやさしくなれるまちとなるよう暮らしやすい生活環境を形成するとともに、仕事の創出と継承を促進することで、持続可能な町の発展を目指します。

【基本姿勢】

“住みたい、住み続けたい 選ばれるまち石井町の実現”

【基本目標1 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進】

- 子どもはまちの未来を創造する担い手であるとともに、地域の宝です。そのことを念頭に置き、本町ならではの充実した子育て環境に磨きをかけ、子どもとその家族、そしてそれを支える地域が輝けるような取組を展開します。
- 本町の優れた子育て支援と、それを取り巻く住環境も含めた情報発信を行うとともに、気軽に相談できる体制づくりにも取り組みます。
- 本町が選ばれるまちであるため、移住希望者や住宅取得希望者の負担や不安の軽減に向けた取組を展開するなど、移住・定住の促進につなげ、本町の恵まれた自然環境での快適な住環境の整備・向上に努めます。

【基本目標2 暮らしやすい生活環境の形成】

- 利便性の高い道路整備が図れるよう、国や県に要望を行いながら、本町及び近隣自治体との連携を強化して社会資本の整備を推進します。
- 住民の健康寿命の延伸は、まちの活力にとって欠かせないものであるとともに、「若さ」あふれる想いをつないでいくため、積極的な取組を展開します。さらに、地域の持続的な発展を目指した、広域的な取組を推進します。

○安心・安全の確保を図るとともに、時代に合った地域コミュニティの再構築を行うことで、今後も住みやすいまちづくりに取り組みます。河川を含めた自然環境は石井町の魅力・快適性を高める貴重な資源であることから、保全を基本にした環境整備に努めます。

【基本目標３ 産業の振興と雇用の場の創出】

- 本町の恵まれた地域資源を活用しながら、若者に的を絞った“しごと”の創出や産業振興を推進することにより、町の活力のさらなる向上を図ります。
- 付加価値の高い農産物・加工販売物づくりの推進をはじめ、農業就業者に対する手厚い支援を行い、都市部に売り込むことができる「価値」を創り出す若者を育成・応援します。
- 町出身者及び町外在住の人を対象として、挑戦から事業継続に至るまでの総合的な環境整備・起業支援を行うことにより、新産業の創出を促します。本町の産業がより活発なものとなるよう取り組みます。

徳島東部都市計画区域マスタープラン（平成 30 年 3 月 徳島県）

(1) 都市づくりの基本理念 (※徳島東部都市計画区域全体)

- ・すべての人が暮らしやすい、「地方創生拠点連携型」の都市づくりを行う。
- ・「すべての人命を守る」安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。
- ・豊かな自然と調和し、地域資源の保全・活用による環境にやさしい都市づくりを行う。
- ・地域の独自性を活かし、魅力と活力にあふれる都市づくりを行う。
- ・住民目線に立った創造性豊かな都市づくりを行う。

(2) 主要な都市計画の決定の方針（※石井町に関する主な内容を抜粋）

●主要用途の配置

- ・町役場を中心とする地区に業務地を配置し、中心核として都市機能の充実

- ・地域の核として鉄道駅周辺や主要幹線道路沿いに、周辺地域の購買需要に応じた商業地を配置
 - ・中心市街地においては、商業や業務との用途の複合化
 - ・既成市街地においては、比較的高密度な住宅地を配置し、周辺部には比較的低密度な住宅地を配置
-

●交通施設

・中心市街地内の公共公益施設を結ぶ道路等は、無電柱

- 下松市街地の中心に公園施設を軸とした道路等は、点電化や植樹帯の整備、広幅員の歩道整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
- ・地域活性化施策とタイアップした道路整備
 - ・長期間未着手となっている都市計画道路の見直し
-
- 下松市街地の中心に公園施設を軸とした道路等は、点電化や植樹帯の整備、広幅員の歩道整備やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化
- ・地域活性化施策とタイアップした道路整備
 - ・長期間未着手となっている都市計画道路の見直し

●下水道及び河川

・公井用水域の水質保全 自然環境保全の観点から、市

- ・公共用水域の水質保全、自然環境保全の観点から、市街化の動向に対応して、下水道、浄化槽及び集落排水施設等污水处理施設の効果的かつ総合的な整備の推進
- ・頻発・激甚化する水害に対する河川の治水安全度の向上、南海トラフの地震に備えた地震・津波対策

- ・ I R 駅周辺等の中心市街地において、市街地再開発事業等により土地の高度利用、都市機

- ・既成市街地においては、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、住環境の改善や防災機能の向上

・都市公園・緑地の計画的な配置

- ・美しい景観の保全、再生、創出
- ・森林、農地、河川における水の涵養機能の維持・向上による水循環の維持・回復

